

裁判所書記官任用試験規程

平成16年12月15日最高裁判所規程第9号

(試験の目的)

第一条 裁判所書記官任用試験（以下「試験」という。）は、裁判所書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力を有する職員を選考することを目的とする。

(受験者)

第二条 裁判所事務官、裁判所速記官、裁判所技官、家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官補の職にある者で、最高裁判所が別に定める資格を有するものは、試験を受けることができる。

(試験の方法)

第三条 試験は、次に掲げる方法により行う。

- 一 筆記試験
- 二 口述試験
- 三 実務試験
- 四 勤務評定

(筆記試験)

第四条 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民事実体法及びこれに関連する実務
- 三 刑事実体法及びこれに関連する実務
- 四 次の科目のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目
民事手続法及びこれに関連する実務
刑事手続法及びこれに関連する実務

2 最高裁判所は、必要があると認めるときは、前項に定める科目のほか、他の科目について試験を行うことができる。

3 最高裁判所は、別に定める基準に該当する者で相当と認めるものについては、筆記試験の全部又は一部を免除することができる。

(口述試験)

第五条 口述試験は、人物考査及び実務考査を主たる目的として行う。

(実務試験)

第六条 実務試験は、最高裁判所が別に定める研修に参加させ、その結果を判定することによって行う。

(試験の施行)

第七条 試験は、毎年一回行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ最高裁判所が指定する。

附 則

- 1 この規程（以下「新規程」という。）は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 裁判所書記官任用試験規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十四号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 新規程の施行前に、旧規程第一条に基づいて最高裁判所が指定した研修については、当分の間、なお従前の例による。